

第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進

第1節 事務処理の標準化

1 事務処理マニュアルの策定

市町村が実施している事務のうち、運用に差異がある事務について県と市町村で検討を行い、県内の一般的な取扱いを「事務処理マニュアル」として順次策定してきたが、今後も必要性が高く、標準化が可能なものについて策定を検討する。

2 被保険者証と高齢受給者証の一体化

平成30年度の省令改正により、被保険者証と高齢受給者証の一体化が推進されたことから、被保険者等の利便性向上を目的として、令和4年度からの実施に向け、関係者との調整を進めながら、県、市町村において準備を進める。

3 一部負担金の減免

県内31市町村で「一部負担金の減免等に関する実施要綱」を策定しているが、引き続き、「一部負担金の減免等に関する実施要綱参考例」を参考に県内全市町村が一部負担金の減免基準を定め、基準に則し減免を行うよう努める。

4 市町村事務処理標準システムの導入

市町村事務処理標準システムは、各市町村ごとに対応していた制度改正に伴うシステム改修が不要となる等、事務費の効率化が見込まれることから、全国的に導入が推進されている。

事務処理の標準化やクラウド化による調達コストの削減等の観点を踏まえ、国による財政支援期間が令和5年度までであることも見据えながら、県、市町村、国保連合会等の関係者で標準システムの導入について検討する。

第 2 節 共同事務処理の推進

国保連合会による共同事務処理について、令和 2 年度の実施状況は次のとおりである。市町村事務の効率的な運営のため、引き続き共同事務処理の推進を図る。

【群馬県国民健康保険団体連合会による共同事務処理の実施市町村数（令和 2 年度）】

項目		事務処理の内容	実施市町村数
保険者事務の共同実施	通知等の作成	被保険者証の作成	6
		被保険者名簿の作成	32
		高額療養費申請勧奨通知の作成	23
		高額療養費支給申請・決定帳票の作成	26
	計算処理	高額療養費支給額計算処理業務	32
		高額介護合算療養費支給額計算処理業務	35
		退職被保険者の適用適正化電算処理業務	35
	統計資料	事業月報・年報による各種統計資料の作成	32
	資格・給付関係	国保情報集約システムによる資格管理業務	35
		資格・給付確認業務	32
その他	各種広報事業	35	
	特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務	35	
医療費適正化の共同実施	医療費通知の作成	29	
	後発医薬品利用差額通知の作成	35	
	後発医薬品調剤実績・削減効果実績の作成	35	
	レセプト二次点検	26	
	レセプト点検担当職員への研修	35	
	第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業	35	
収納対策の共同実施	口座振替の促進等の広報	35	
	収納担当職員への研修	35	
	保険税収納率向上アドバイザーによる研修・実地指導	35	
保健事業の共同実施	特定健診・特定保健指導の費用決済	34	
	特定健診の受診促進に係る広報	35	
	特定健診・特定保健指導等の研修会・意見交換会の実施	35	
	特定健診受診率向上支援事業	8	
	国保データベース（KDB）システム運用管理業務	35	

< 国保連合会調べ >